

福沢諭吉に学ぶ、時代の読み方！

なぜ、一万円札が福沢諭吉なのか、考えてみたことはありますか？中曽根内閣の時に発行された新札が、福沢諭吉でした。

なぜ、一万円札が福沢諭吉なのか？理由はあるんでしょうね？それまでの聖徳太子からの転換ですから、大きな意味があるのでしょうか。

まず、福沢諭吉を検証してみましょう。

①天は人の上に人をつくらず。人の下に人をつくらず。・・・これは、皆平等であることを表した言葉なのでしょう。平等は、自己責任と連動します。東芝の役員が訴えられているのも自己責任です。

②学問のすすめ・・・今から3年後、大学の入学試験が変わります。これまでの記憶教育ではなく、論文、面接が軸になるようです。

日本は、農業民族なので、「長老の命令を聞け、それを記憶しろ。そして我慢しろ」という教育でした。しかし、今の日本は、イギリス、アメリカの影響を受け、海洋民族型の教育が必要になってきました。そこで、大学改革として、受験スタイルを変えるわけです。そうすると、利根川進が教授をしている、マサチューセッツ工科大学などの受験と同じになりますね。

③金融、保険の日本への導入・・・福沢諭吉は、アメリカやヨーロッパに行っています。伊藤博文同様、多くのことをそれらの国から学んだのでしょう。その結果、新しい金融を日本に持ち込みます。

江戸時代の金融は、両替商だったのでしょいか。NHKの朝ドラにもありましたが、両替商から銀行へ転換できたかできなかったかが、生き残りを決めたようですね。

それと似たようなことが、1996年の金融ビッグバンの後に起こりましたね。UFJ銀行、りそな銀行、足利銀行などの破綻です。そして、大手では、三井と住友、第一勧銀と富士、日本興業銀行の合併などで、何とか持ちこたえています。

④会計の導入・・・福沢諭吉は、会計も日本に持ち込みました。現在でいうと、1998年の会計ビッグバンですね。金融と会計は、セットのようなものです。特に、1996年の金融ビッグバン、1998年の会計ビッグバン、それが、今の日本経営を厳しくチェックしてきています。例えば、東芝の粉飾決算は、会計的にも問題ですが、会社法、コンプライアンス、リスクマネジメント違反、さらに、金融商品取引法、リスク開示義務違反になります。そして、600億円に迫りそうな、日本ではいまだかつてない損害賠償額。東芝を担当していた保険会社の引き受け能力が20億円。

つまり、福沢諭吉が明治時代に唱えたことが、今の日本で起きているということです。だから、日本の未来、20世紀の何が必要で、どうなるのかを1万円札が語っているような気がします。

ところで、5000円札の樋口一葉、2000円札の紫式部、1000円札の野口英世も意味があるのでしょうか。5000円札と2000円札は女性であり、作家ですね。ここでは、男女の平等と知的財産権の時代を語っているのでしょうか？1000円札の野口英世は障害者です。障害者も自己責任を全うできる社会の構築、障害者基本法。さらに、アフリカでの挑戦は素晴らしいものがありました。

余談ですが、2000円札のもう一面は、沖縄の首里城でした。通貨は国家の象徴ですから、沖縄は日本の領土である、ということの意味しています。一時期、沖縄の独立運動がありましたが、サミット開催時に、各国の首脳たちに2000円札を配ることで、そのことを強調したんでしょうね。東ティモールがインドネシアから独立したことに対応した、リスクマネジメントだったのでしょ。

時流を読む

リスクに対する感性が高まれば、自ずと時代の「先」を読む力が備わってきます。最新ニュースをリスクマネジメントの視点で分析し、今後の展開や社会への影響を予想してみましょう。

HIS 違法残業の疑い 東京労働局、書類送検へ

旅行会社大手のHISが、東京都内の複数の店舗で従業員に労使協定の上限を超える残業をさせたとして、東京労働局は、労働基準法違反の疑いで法人としての同社と労務管理をしていた複数の幹部社員を書類送検する方針を固めた。

同社は過去に違法な残業を従業員にさせたとして、複数回の是正勧告を受けているが、是正勧告を受けながらも改善が見られなかった。労基法は労働時間を1日8時間、週40時間までと規定。労使協定(三六協定)を結ばずに残業させたり、協定した時間を超えて残業させたりした場合は違法となり、6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金の対象となる。

違法残業 4割超で確認 過少申告などは1割超 厚労省、1万事業所調査

厚生労働省は、2016年4月～9月に長時間労働が疑われる1万59事業所を立ち入り調査した結果、43.9%の4416カ所で違法な残業を確認したと発表した。4416カ所の事業所では労使協定の上限を超えた残業・休日出勤や、協定を結んでいない残業が確認され、是正勧告した。うち月80時間を超す残業があったのは3450カ所(34.3%)で、月100時間超も2419カ所(24.0%)に上った。

また労基署が残業代を適切に支払っていないとして是正勧告をしたのは637カ所(6.3%)。月100時間超の残業をさせている従業員に、医師との面談を受けさせていないといった労働安全衛生法違反を確認したのは1043カ所(10.4%)だった。

労働時間の管理が不適切な事業所もあった。労働時間を過少申告するよう上司が指示したり、タイムカードの打刻後も働かせたりするなど、労基署が不適切と判断したのは1189カ所(11.8%)。従業員の申告と入退館記録の食い違いが大きいとして、469カ所(4.7%)が実態調査を命じられた。

JRA(日本中央競馬会)は、労働基準法違反の疑いで書類送検された電通を1カ月間の指名停止とした。労基法違反での指名停止は初めてという。電通はこれまでに各種レースの宣伝業務などを受注している。JRAは国が全額出資する特殊法人。競争入札の基準で、労基法などの労働関係法令に違反したことにより、処分を受けたり、書類送検されたときなどには、入札への参加を1カ月以上3カ月以内、停止できると定めている。

残業上限 60時間 月平均で規制 全業種対象

政府は「働き方改革」として企業の残業時間を月60時間に制限する上限規制の原案をまとめた。企業の繁閑に配慮し、忙しい月は100時間までの残業を認めるが、年間では月平均60時間に抑えるよう企業に義務付ける。原則として全業種を対象にして違反企業には罰則を科す。

いまの労基法は1日の労働時間は8時間まで、1週間では40時間と定めていて、労使協定(三六協定)を結べば残業が認められる。ただ協定に特別条項を付ければ残業時間の制限はなくなる。政府は労基法を改正して特別条項にも上限を設け、月60時間までにする。規制が企業活動を制限しすぎないように、短期間なら月60時間を超す残業を認める。こうした場合は他の月で調整し、年間で月60時間を超えないよう企業に義務付ける。

上限規制の対象業種も広げる。いまはトラック運転手などの運送業、建設労働者ら一部の職種は除外され、青天井で働き続けられる。政府案では、これらの業種にも規制を適用する。

本コーナーは、(株)日本アルマック/日本リスクマネジメント・プロフェッショナル協会共催セミナー「全国リスクマネジメント研究会」の内容を編集したもので、日経新聞の記事によるものです。セミナーの概要、参加申込方法等については、お気軽にお問い合わせください。

<発行>

日本リスクマネジメント・プロフェッショナル協会

〒101-0038

東京都千代田区神田美倉町10共同ビル2F 27号

(株)日本アルマック内

TEL:03-5297-1242 FAX:03-5297-1244

URL:http://www.almac.co.jp

<製作>

株式会社日本アルマック

〒101-0038

東京都千代田区神田美倉町10共同ビル2F 27号

TEL:03-5297-1241 FAX:03-5297-1244

URL:http://www.almac.co.jp

※ご意見・ご要望は上記までお寄せください。